令和７年２月１４日

大阪府教育委員会会議会議録

１　会議開催の日時

　　令和７年２月１４日（金）　午後２時00分　開会

午後３時50分　閉会

２　会議の場所

委員会議室（府庁別館６階）

３　会議に出席した者

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長 | 水　野　達　朗 |
| 委員 | 中　井　孝　典 |
| 委員 | 井　上　貴　弘 |
| 委員 | 尾　崎　えり子 |
| 委員 | 竹　内　　　理 |
| 委員 | 森　口　久　子 |
| 教育監 | 大久保　宣　明 |
| 理事兼教育次長 | 東　口　勝　宏 |
| 教育センター所長 | 酒　井　　　智 |
| 教育総務企画課長 | 平　田　誠　和 |
| 教育振興室長 | 仲　谷　元　伸 |
| 高校改革課長 | 建　元　真　治 |
| 高等学校課長 | 林　田　照　男 |
| 教職員企画課長 | 倉　橋　秀　和 |
| 保健体育課長 | 木　原　哲　也 |
| スポーツ振興課長 | 杉　本　当　弘 |
| 教職員室長 | 金　森　充　宏 |
| 教職員人事課長 | 岸　野　行　男 |

４　会議に付した案件等

◎議題１　府立高等学校再編整備計画に基づく学びの多様化学校の設置について

◎議題２　第３次大阪府スポーツ推進計画の改訂（案）にかかる知事からの

意見聴取について

◎議題３　大阪府教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

◎報告事項１ 令和７年２月定例府議会提出予定の議案について

◎報告事項２　大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく

令和６年度実施対象校である大正白稜高校及び福泉高校の特色ある

取組み等の継承について

５　定足数確認

（事務局）

それでは、定刻になりましたので２月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTube配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは、教育長、お願いいたします。

（教育長）

開会にあたりまして定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、会議は成立しております。

（教育長）

それでは、定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

６　議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

森口委員を指定した。

(2)1月20日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題１　府立高等学校再編整備計画に基づく学びの多様化学校の設置について

【議題の趣旨説明（高校改革課長）】

標記について、別紙の方針をもとに設置することを決定する件である。

今後は、学びの多様化学校の指定に向け文部科学省との協議を開始する。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見あわせて伺います。挙手でお願いします。中井委員。

（中井委員）

私も基本的には、学びの多様化学校の設置は賛成しています。今、中学校から高校へ99％以上が進学し、様々な子どもが高校に来ていることを踏まえれば、昔の高等学校と様変わりしている部分があると思います。したがって、学びの多様化については大賛成ですが、設置基準、定員等はまだ見えてこないので、学校を設置するからには、子どもの自己肯定感を育み、自己実現につながる指導をしていただきたいと思います。そのためには、定員や教員配置等を柔軟にしていただき、しっかりとした教育をしていただきたいと思いますので、その点だけご要望として申し上げておきたいと思います。以上でございます。

（教育長）

ありがとうございました。それでは、他の委員の皆様はいかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

本当に細かい話で恐縮ですが、資料1―2ページの「（3）基本的な考え方」の①スクールミッション、②グラデュエーションポリシー、③カリキュラムポリシーのタイトルが英語ですが、府民の皆さんにご提示する際には、日本語もしくは、もう少しわかりやすい表現にした方が、誤解がないように思いましたので、お願いしたいです。

もう一点は、中井委員がおっしゃったことと似ているのですが、この学校に来た生徒は、これまでの学校がたまたま合わなかったというだけであり、この学校を、自分の可能性を切り開けるような場にしていただきたいと思います。

たまたま私もゲーム事業に携わっていまして、昨日、アメリカのロブロックスという、世界中の子どもたちが遊ぶメタバースのゲームのプラットフォームがあるのですが、担当者の方から、日本の中でトップ10に入っている開発者の中に、中学生と高校生が4人いるとうかがいました。そして、その全員が不登校ということだったのですが、ゲームの開発において個性を発揮して、非常に能力があるのだと私も思いました。一見、登校してないというとネガティブなイメージがあります。もちろん、社会に出ると、色々な人との交わりは大事になってくると思うのですが、登校していないことも個性ということであれば、得意なところを伸ばすことに重点を置いていただき、また、不得意なことはできる限りできるようにしてあげるというように、教育の方針を設置していただければと思います。従来の学校制度に合わないけれど、新しい産業等において能力を発揮できる可能性のある生徒・学生が増えていることを実業の世界で感じているので、未来のある子どもたちに可能性をぜひ与えていただきたいと思っています。以上です。

（教育長）

森口委員。

（森口委員）

ご説明ありがとうございます。今、井上委員がおっしゃっていた中で、グラデュエーションポリシーという言葉を仮に使うとして、これは学校現場にとって非常に重要なポリシーだと思っています。この論点が掲げられていることを大変ありがたく思っています。

中井委員と井上委員がおっしゃったように、不登校というレッテルを貼られても、子どもたち自身の能力には本来問題がなく、この学校で子どもの秘めた能力を伸ばすとなると、教職員は本当に大変だと思います。学びの多様性は、教職員そのものの指導の多様性が関わります。子どもたちの中にある力が爆発していくことに対応する教職員を配置しなければならないということで、教育委員会側もとても大変だとは思いますが、必要な学校ですので、うまく運営していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（教育長）

ありがとうございます。それでは、竹内委員お願いします。

（竹内委員）

一つは質問で一つは意見ですが、資料１－２の「（3）基本的な考え」の中に、本来ならアドミッションポリシー、グラデュエーションポリシー、カリキュラムポリシーと並ぶはずですが、アドミッションポリシーについては特段の言及がありません。どのような入学の形態をとられるのか、あるいはどういう方針で生徒を受け入れていくのかということは、本来ならば明示しておいた方がよいと考えられるので、そのあたりをお聞きしたいということが一点です。

二点めは、森口委員がおっしゃられた通り、私も全く同じことを言及したかったのですが、学生・生徒が多様であるということは、教える側も多様でなければならないということなので、かなり厚い支援をいただかなければならないので、その点をぜひお願いしたいということです。私の意見です。

（教育長）

ありがとうございます。はい、それでは1点めのご質問回答いかがでしょうか、事務局。

（高校改革課長）

ありがとうございます。アドミッションポリシー、どのような生徒を対象に入学いただくかということですが、不登校の生徒には、ご承知の通り、様々な原因、状態の生徒がいると思います。その中で、今回学校を設置するにあたり、当面は各高校において不登校対策に取り組んだ上で、それでも従来の全日制の高校等にはなじみにくい生徒に対する選択肢として、転入先として受け入れるということで、学びの多様化学校を設置しようと考えました。そのため、まずは転入生だけということにしているのですが、その後、ニーズや課題等を検証した上で、今後について引き続き検討してまいりたいと考えております。

（教育長）

竹内委員。

（竹内委員）

はい、まずは転入生のみということはよくわかるのですが、アドミッションポリシーには、転入時に試験をするのか、面接を中心にするのか、多様な尺度で生徒の受入れを考えるのか等を書かないといけないので、今の話ですと、総合的に様々な尺度を利用して生徒の受入れを図っていくという書き方になるかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

（教育長）

高校改革課長。

（高校改革課長）

ご指摘の通り、どういった形で生徒を受け入れるか、今後も引き続き検討していかなければならないと思っています。令和8年4月に開校して当面の間のことについては、現段階では検討中です。例えば、体験入学等が必須になってくるかと考えています。学校体験していただいて、学校に馴染むか学校に合うか等を判断していただいて、入学いただくということを、今のところは考えております。

（教育長）

竹内委員。

（竹内委員）

はい、今のご説明で納得しました。体験入学等を入れて入学を決めていくというシステムが存在しているのであれば、アドミッションポリシーに相当しますので、それを書くか書かないかということだけの問題だと思います。何かの折に質問された際に説明できるようにしておいていただければと思います。ありがとうございました。

（教育長）

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。尾崎委員。

（尾崎委員）

多様な学びという中で、先生にそれを全て任せるのは、非常に酷であると思っています。会議資料にも専門学校や大学等の連携について記載されていますが、地域や会社等、新たな価値観、最先端の考え方、職業観のようなものを取り入れながら、学校の先生だけで完結するのではなくて、多くの人たちを巻き込みながら、多様な学びを実現する学校をぜひ作っていただきたいというのが一点です。

もう一つは、もし、学びの多様化学校がとても人気が出てきて、希望者が増えた場合の対応についてです。もちろん、既存の選択肢もある中での新たな選択肢としてこの学校が作られるということではありますが、少人数であるということが不登校の子たちにとっては大切な中で、生徒数がどんどん増えてきたら、その後はどのような展開を考えているのかも気になります。従来の学校になじまない生徒が非常に増えているので、ぜひその辺りも見据えた上で学校を作っていただければと思います。以上です。

（教育長）

ありがとうございます。他の委員の皆様よろしいでしょうか。それでは、ご意見も尽きたようですので、採決をいたします。議題1について原案通り賛成の場合は、挙手をお願いします。それでは、賛成多数でありますので、原案通り決定いたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員）

◎議題２　第３次大阪府スポーツ推進計画改訂（案）にかかる知事からの意見聴取に

ついて

【議題の趣旨説明（保健体育課長）】標記について、決定する件である。

【質疑応答】

（教育長）

それでは、ただいまの説明についてご質問ご意見あわせてお伺いをいたします。挙手でお願いします。それでは中井委員お願いします。

（中井委員）

失礼いたします。4月から始まる大阪万博のテーマが「いのち輝く未来社会」ということで、ウェルビーイングという単語が登場しています。心と体が豊かでなければ、本当に幸せな生涯はなかなか難しいと私は思っております。知性も必要ですが、体力や心を豊かにするには、スポーツは欠かせない要素であると思います。資料を拝見したところ、本当によく頑張っていただいておられますし、これからも大阪府のスポーツ振興につきましてはご尽力賜りたいと思います。大阪府のスポーツをもっと活性化するために、色々なところで情報の発信、啓発活動に取り組んでいただきたいと思います。心と体のバランスはとても大事ですし、それを支えるのはスポーツかと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

（教育長）

ありがとうございます。それでは、続きまして井上委員お願いします。

（井上委員）

資料2―10ページの中にある、「4　進捗管理」についてです。この進捗の指標は資料2－9ページの指標ですか。この進捗管理は何を管理していくのか、事務局いかがでしょうか。

（教育長）

スポーツ振興課長。

（スポーツ振興課長）

進捗管理についてのお問い合わせかと思いますが、計画部会では、計画の策定とともに進捗管理を行うということとしております。会議資料には今回見直しを行う第6章を添付しておりますが、第5章以前でもさまざまな策を講じております。

大阪府庁では、スポーツ振興課だけではなく、府庁全体でスポーツに取り組んでおります。

その取組みの進捗について、どのような形で取り組んだか、どのような実績があったか、どのような効果があったか等を計画部会の中で議論いただき、もっとよいやり方がないか等のご意見をいただきながら進めていくこととし、計画部会の中で委員にご議論・ご意見をいただいて、それを政策に反映していくこととしております。

（井上委員）

他の章にも、指標のようなものがあるということですか。

（スポーツ振興課長）

指標はここに挙げているものだけでございます。各施策に係る指標という決め方ではなくて、計画全体で、取組みによる変化、具体的には20歳以上の方のスポーツ実施率がどうなったかという大きな視点での指標を設定しています。部会の中でも、それぞれの取組み、施策に結びつく指標を設けるべきというご意見もありましたが、今回は計画全体にかかる指標として定めたところです。

（井上委員）

その定めた指標は、資料2－9にある、この２つの指標ですか。

（スポーツ振興課長）

はい、そうでございます。

（井上委員）

20歳以上の人が週1回スポーツしたかどうかは、どうやって測っているのですか。

（スポーツ振興課長）

スポーツ庁が毎年調査しており、母数は約4万人、大阪にかかる部分は約2800人です。その結果を捉えております。

（井上委員）

スポーツ庁が全国で4万人の方にアンケート等を実施し、うち約2800人が大阪府の方が回答している、無作為抽出のアンケートに着目し、大阪府の7割ぐらいが達成しているかをみるということですね。

（スポーツ振興課長）

はい。目標値は70％でございます。ただ、大阪の直近の数字は50.6％となっておりまして、全国平均を少し下回っております。それを引き上げ、全国平均を上回るようにしていきたいと考えています。過去には大阪府の数字が59.5％までなったことがあり、今は下がった状態でございますので、国の基準でもある70％を目標値として計画部会の中で定めていただいたところでございます。

（井上委員）

わかりました。それと、50％から70％に上げていくための施策について簡単に教えていただいてよろしいですか。

（スポーツ振興課長）

先ほど申し上げたことに関わるのですが、本計画におきましては、「楽しさ」をキーワードにしています。やはり楽しくなければスポーツも体験いただけないかと思っておりますので、楽しさをキーワードに生涯スポーツとツーリズムの実施を考えています。

まず、スポーツツーリズムは、大阪府外から大阪に多くの人が来ていただこうということが趣旨でございます。また、生涯スポーツという観点からは、もっと身近にスポーツにかかわっていただければ、何か変わっていく可能性があります。スポーツを「みる、する、ささえる」という3点に取り組んでいただきたいと思っております。例えば、「みる」については、大阪府にはトップスポーツチーム、たとえば、野球ではオリックス・バファローズ、サッカーではガンバ大阪、セレッソ大阪等、トップスポーツチームが集約しておりますので、このことを生かして、各チームの皆様からご協力いただき、優待価格でチケットを斡旋していただいたり、ご協力いただいたりしながら、且つ、それを府民の方に参加いただいて、少しでもスポーツに関わっていただこうという取組みを行っているのが、一つの例でございます。第3次大阪府スポーツ推進計画の策定時に、トップスポーツチームを構成員としたスポーツコミッションを立ち上げたところで、こうした大阪の強みを生かしながら、府民の皆様にスポーツに何らかの形で関わっていただけるよう取り組んでいるところでございます。

（井上委員）

詳しい説明ありがとうございました。さきほどおっしゃった「楽しさ」は、非常に重要だと思っています。私も過去に会社健康増進事業に携わり、オリンピック選手の為末大さんたちと一緒に取り組んだことあったのですが、40代・50代の男女にアンケート取ったところ、小学校からスポーツや体を動かすことが楽しかったという経験がある人は、今もスポーツをしている人が多い傾向があるという話が出ました。その後、色々な文献を調べて、小さい頃から体を動かすことの楽しみを知っている人は、やはり大人になっても体を動かすことを楽しむ傾向が高いことが分かりました。今回の計画のように、大人になってからスポーツを始めていただく方もたくさん出てきてほしいと思いますし、そのためには今おっしゃっていただいた施策は効果があると思うのですが、小学校のときから体を動かすこと、スポーツに親しむことは、楽しさを知ってもらう上で大事だと思うので、ぜひ小学校の段階から楽しさを知ってもらうようにしてもらいたいと思います。

私は、スポーツには、２種類あると思います。１つは勝ち負けにこだわるスポーツで、昔はそこに一辺倒でした。最近変わってきていいなと思っているのですが、もう１つは、楽しむというスポーツです。別に全国大会を目指すわけではないけれど、みんなと仲間で楽しむということが、小学校・中学校でも傾向として出てきているのではないかと思います。やはり、そういったことに親しむ環境を学校の現場で作っていくことは、非常に大事だと思っています。そのうえで、さきほど詳細に説明していただいた、大人になってからも楽しさを知る機会をつくる施策を行っていくと、響いてくるのではないかと思いましたので、小学校・中学校の取組みは大事だと改めて思ったところです。ありがとうございました。

（教育長）

他の委員の皆様いかがでしょうか。竹内委員お願いします。次に森口委員お願いします。

（竹内委員）

このような政策を打つ以上、目標値を作って何％とすることは、致し方ないことだと理解できますが、このような数値を設けてしまうと、どうしてもそこを超えようというような圧力がかかってしまい、先ほど井上委員がおっしゃった「楽しい」「満足した」等の側面が失われていくということだけは、避けていただきたいというのが１点です。

2点めは、この指標の中に、スポーツの実施率と、「する、みる、ささえる」はあるのですが、スポーツをすることによってどれだけ府民の生活を向上させたか、満足したかという資料が見当たりません。本来ならば、そういう指標で判断をしていくのが良いのではないかと考えられるので、今後はやはり満足度、ウェルビーイングの向上等に焦点を当てていただくようにお願いしたいと思っております。以上です。

（教育長）

それでは森口委員お願いします。

（森口委員）

詳細な計画ありがとうございます。私自身は、井上委員がおっしゃった「楽しさ」に関して、子ども元気アッププロジェクト、めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室を現場で見たことがあります。

学校現場では、子どもたちの運動不足による体力低下と、一方で過度な部活動等による故障を、学校医として常に見ておりますが、めっちゃWAKUWAKUダンスはすごく楽しくて、音楽に合わせてダンスのようで、ラジオ体操のような感じで、子どもたちがしっかりと身につけています。これはとてもよい取組みだと思います。それから、ＩＣＴ活用による子どもの体力向上事業について、実際に体を動かすことが必要ですが、上手にＩＣＴを利用しているところは、現場で教職員の方々がすごく頑張っていただいているので、これを本当に進めていただけたらと思います。井上委員がおっしゃったように、子どものときから、身に付いてくれればいいなと思っています。

資料2－10に書かれている学校部活動については、とても大きな問題で、私たちも会議でずっと悩んできたことですが、やはりこれは地域移行、それからプロの指導者を上手に取り入れていくことが、子どもたちにとっても、教職員にとっても、部活動を上手に移行していくことにつながるのではないかと思います。子どもの人数が減っても、部活動を何とか維持していくことは学校現場にとって非常に重要なことだろうと思いますので、プロの選手たちがたくさんいらっしゃるのであれば、そういったことも利用した上で、第3次大阪府スポーツ推進計画を進めていただきたいなと思います。

それと、もう一つは、スポーツをみる、ささえるということについてです。井上委員もおっしゃっていたように、スポーツ観戦や応援に行ったときに、体を動かすことの啓発を積極的にプロと一緒になって進めていただけるようなことがあれば、より一層よいのではと思い、ご意見させていただきました。

（教育長）

ありがとうございます。中井委員。

（中井委員）

毎年夏に、めっちゃWAKUWAKUスポーツ教室を拝見していますが、小学生が本当に楽しんでスポーツに取り組んでいます。色々な分野のアスリートを招待して、ご指導していただいているのですが、かなり専門的な指導をされて、子どもたちが喜んでいる姿を何度も見ております。

ただ、取組みを素晴らしいのですが、あまり周知されていない気もするのです。せっかくの素晴らしい取組みなので、もっともっとＰＲしてほしいと思います。限られた予算の中でなかなか難しいと思うのですが、子どもたちのスポーツ振興ということは、先ほど井上委員もおっしゃったとおり、将来にわたっての姿勢につながるところがありますので、しっかり頑張って予算を取っていただいて、小学校レベルでスポーツ振興をもっと広げていただき、周知していただくとありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（教育長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。知事からの意見聴取ですので、私も少し意見としてお伝えしたいのですが、スポーツの定義は計画にも書かれているのですか。

eスポーツは入るのか、競馬はギャンブルではなくスポーツだという認識で見ていたらアンケート上は数値に入るのか、いわゆるスポーツの定義、範囲は示されているのですか。

（スポーツ振興課長）

スポーツ庁で示しているスポーツ基本計画の中では、いわゆる身体活動という形で定義されておりますので、教育長からお話がございましたeスポーツについては、スポーツ庁においてもまだ正式にはスポーツとしての定義はされておりません。

ＪＯＣ等の中では、ｅスポーツを競技にという動きがございますが、スポーツ庁においてはまだ議論がございます。ｅスポーツが、たとえば教育上、のめり込んでしまうといったような弊害等もある中で、スポーツ庁としての取り扱いをまだ今議論中ということでございます。

（教育長）

定義化はされているということは、アンケートを答える際に、スポーツの範囲は分かった上で回答されているということですね。

（スポーツ振興課長）

凡例はお示しした上で、アンケートはとられております。

（教育長）

わかりました。これは意見ですが、先ほど説明でもありましたが、スポーツの参画者、「する、みる、ささえる」の割合の目標値を100とすることについてです。数値を100で出すということには、マイナスの影響もあると思います。思いつく限りでは、100ですので、半強制的にそれを施策として進めるのかという点、抽出のアンケートにおける100に果たして100の価値はあるのだろうかという点、そして我々も達成できない100というゴールに向かっていくというやり方でよいのかという点等です。もろもろ意見はあると思いますので、根拠をしっかりお持ちいただいた上で施策を進めていただきたいところです。

また、先ほど竹内委員もおっしゃいましたが、結局ここが100になったらどうなるのかという、アウトカムのところは特に触れられていないように見受けられます。本当に大切なのはアウトカムの方だと思いますので、そのあたりはぜひ意見としてお伝えしておきます。以上です。

他はよろしいですか。それでは採決に移ります。議題について原案通り賛成の場合は、挙手をお願いします。それでは、賛成多数でありますので原案通り決定をいたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員）

◎議題３　大阪府教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

【議題の趣旨説明（教職員企画課長）】標記について、決定する件である。

【質疑応答】

(教育長)

ただいまの説明についてご質問ご意見、あわせてお伺いをいたします。いかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

性犯罪を起こしてしまった教員資格を持つ方が、もう一度職場に復帰することについては、保護者の立場からすると、非常に不安を覚えるものであると思います。一方、やはり一度過ちを犯した方でも、十分に反省され、能力のある方については、活躍していただく、ここのバランスが非常に重要だと考えます。審査会で審議をした上で、適格だと認めた方に、教員として活躍していただくということはもっともだと思うのですが、この審査会は5人で行うとありますが、どのように決めていくのですか。議決を取るわけですから、全会一致なのか過半数なのか、どのような形態で決議されるのですか。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

審査会の議事は、5人以下の委員で議論をされ、原則として全会一致をもって判断されます。どうしても意見が分かれるケースもあるかもしれませんが、基本原則としましては、全会一致です。

（井上委員）

それは、規則や他の資料に書かれているのですか。

（教職員企画課長）

国の運用通知の中で、各都道府県に周知されております。その内容に基づくものです。

（井上委員）

原則全会一致ですが、一致しなかった場合は、過半数となるのですか。

（教職員企画課長）

例外として、それもあり得ると国からは通知されております。

（井上委員）

文科省は原則全会一致としながら、例外的に過半数で決めることもあり得ると、資料に明記されているのですか。

（教職員企画課長）

はい。国の通知の中にそこは記載がございます。

（井上委員）

それは事実上、過半数ということですよね。

（教職員企画課長）

我々は、審査会の意見は、意見としていただきます。最終的に免許を再授与するか否かについては、大阪府教育庁で、免許管理者として、審査会の意見を踏まえて、厳正かつ適切に判断していくこととしています。

（井上委員）

わかりました。5人以内で組織すると書いてありますが、何人以上の出席かということも、通達の中に書かれているのですか。

（教職員企画課長）

はい。

（井上委員）

その5人以内で構成するけれど、当日に3人しか来られなかった場合、2人が良いと言ったら再授与を決めるのか、文科省から通達等はあるのですか。

（教職員企画課長）

基本的には全員にご出席いただくことを想定しています。

（井上委員）

私はそういうところがとても大事だと思っています。冒頭申し上げたように、保護者にとっては、ものすごく不安だと思うのです。性犯罪を起こした人がまた教壇に立つのかという一方、しっかり反省されて能力がある方がもう一度教壇で立って活躍されることもとても大切なことです。このバランスをどう取るかということは、審査会で決めることだと思います。もちろん、最終的には教育委員会で決めることだと思うのですが、この審査会の意向・方針が非常に重要と思います。やはり、何人出席するのか等のことは、文科省にはっきり言ってもらいたいと思います。

さきほどの意思決定の仕組みについてですが、文科省は原則として全会一致と言いつつ、例外的に過半数としていますが、それをはっきり決めてもらった方がよいのではないかと思います。見識のある委員が全会一致で決めるということと、過半数で決めることは、相当違うと思います。やはり教育委員会から文科省にはっきりしてくださいと言ってもらいたいと思いますし、今後の通達ではそういったものをはっきりして示してくださいと言ってほしいと思います。意見です。

（教育長）

教職員室長。

（教職員室長）

今回提出している議案は、文科省の規則、法律の施行規則で不足する部分の決め事ということでございまして、さきほど井上委員がおっしゃった会議の議決については、法律の施行規則で決められております。この審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することはできない旨規定されております。審議会の議事は会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによると規定されております。ただ、さきほど担当課長が申し上げたように、原則として出席委員の全員の一致をもって行うように努めなければならないという運用の規定になっております。

（井上委員）

わかりました。前段の説明については重要なことなので、補足としてご説明をいただければ理解できました。また、法律等に書かれていても、一般的にはわかりくいものは、この法律の規定自体が非常にわかりにくいということを文科省に申し入れをしていただければよいのではないかと思いましたので、意見申し上げました。

（教育長）

ありがとうございます。それでは他の委員はいかがでしょうか。森口委員。

（森口委員）

ご説明ありがとうございます。私も、これに関しては保護者として非常に危惧するところだと思います。ひとまず、大阪府教育委員会として、全員が出席するような委員会のしつらえや、先生が出席する委員に十分判断していただける材料をしっかり出すという辺りを、責任を持って取り組んでいただけたらと思っております。審査会の判断の材料になる資料は、どのようなものを出すのかを簡単に説明していただけたらと思います。

（教育長）

事務局いかがでしょうか。教職員企画課長。

（教職員企画課長）

再授与審査会については、現段階では開催されておらず、令和7年4月1日以降に初めて開催されることになります。審査の当該者は、再び性犯罪を起こさないという確証を得るためのその資料等、たとえば医師の診断書や第三者の意見等を自身で用意する旨、規定されております。申請者は用意した資料をもとに審査会で審議され、判断されることになります。資料が不十分である場合、再授与という判断はされにくいこととなっております。

（森口委員）

審査会から申請者に対して資料の修正や再提出を求めるようなことは、まだ審査会が開かれてないということですが、可能でしょうか。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

再授与審査会開催にあたっては、申請者側に説明を行った上で資料を提出していただくことを考えております。

（森口委員）

ありがとうございます。教育委員会会議の中で、教育委員の中からこのような意見が出たということで、審査会の運営をしっかりやっていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（教育長）

ありがとうございます。他の委員の皆様、いかがでしょうか。尾崎委員お願いします。

（尾崎委員）

現段階では再授与の申請は年間に1件あるかないかということなので、審査会によって再授与のハードルがさらに高くなると、申請は年間1件あるかないかという会議になると思うのですが、会議を開催した際、会議は公開しないということですが、この審査会の委員や結果は公開されるのかうかがいたいです。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

委員は非公開でございます。また、審査会の中身は、個人のプライバシーに関わるところが多分にありますので、非公開の予定です。

（教育長）

審査の結果は、いかがですか。

（教職員企画課長）

結果につきましても、公開は予定しておりません。

（尾崎委員）

ということは、再授与が確定したら、その方はそのまま教員としてスムーズに戻られるということで、審査会を受けたこと、審査会を通ったということは、誰にもわからない状態ということですか。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

再授与が可能という審査会の判断の後に、我々免許管理者として再授与となりましたら、公開されることもなく現場の方にお戻りいただくことになります。

（教育長）

ありがとうございます。それでは、中井委員お願いします。

（中井委員）

児童生徒に対する性犯罪性暴力、児童生徒以外に対しても、性暴力をするような人については、そもそも教員としての資質はないものと私は思っております。本当は学校に戻ってほしくないですし、先ほど井上委員がおっしゃったように、色々なバランスの中で、非常に能力高く、再犯を起こさないという人であれば、やむを得ないかという思いも一方ではあるのですが、本当に慎重に審議していただきたいと懸念を持っております。十分に審査していただきまして、現場で混乱のないようにお願いしたいです。審査を経て教壇に立ち、再犯を犯したような場合の責任は、審査会や教育委員会は負わないという理解でよろしいでしょうか。お答えください。以上です。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

再授与にあたりましては、審査会の意見を十分に踏まえて適正かつ厳正に判断していきたいと思っておりますので、そこはきちんと手続きを踏んでいきたいと思っております。

（中井委員）

最後に、再授与された人が教壇に立ったときの責任はどうなりますか。

（教職員企画課長）

起きてはいけないことですけれども、再び性犯罪を起こした場合については、いわゆる免許管理者にも責任が問われる可能性があるということは、国も指摘しております。本人の責任だけではなく、我々免許の採用した者にもあると思っております。

（教育長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。竹内委員。

（竹内委員）

少し教えていただきたいのですが、免許が再授与された後は、教育委員会としては本人と一切関わらないのか、それとも、例えば定期的にカウンセリングをして状況をモニタリングする等お考えになっているのかうかがえますか。つまり、絶対に再発させてはならないわけであって、それを何らかの形で担保する方法を、免許を再授与した段階で終えてしまうのは危険なような気もするのですが、その辺りをお聞かせいただければありがたいと思います。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

再授与後のことですが、現段階において、例えばモニタリング等教員のいわゆる活動状況等の監視は考えておりませんが、ご指摘を踏まえて、少し検討していきたいと思います。

（竹内委員）

ありがとうございます。なぜかというと、先ほど中井委員からのご質問に対して、一定の責任は教育委員会も負わなければいけないということがあったからです。再授与後に何かがあった場合には、きちんとモニタリングをするなり、カウンセリングの機会を与えるなりしておかないと、ますますこちらの責任が大きくなっていくと思いますし、絶対に再発させないという強い意思を示し続けなければならないと思い、今の意見を申し上げました。一度ご検討よろしくお願いいたします。

（教育長）

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。議題3について原案通り賛成の場合は挙手をお願いします。賛成多数ですので、原案通り決定をいたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員）

◎報告事項１　令和７年２月定例府議会提出予定の議案について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

標記について、報告する件である。

【質疑応答】

（教育長）

それでは、ただいまの説明についてご質問ご意見、あわせてお願いいたします。よろしいでしょうか。井上委員。

（井上委員）

資料1－6の働き方改革ですが、コンサルタントのサポートを受けながら、どのようなことを行うのですか。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

コンサルタント会社には、学校に入っていただいて、傾聴と対話を通じて、教員の抱えている課題や思いを共有するとともに、教員が自ら主体的に課題や問題点に気づいて、よりよい組織の実現に向けて、納得感を持って、いわゆる働き方改革に能動的に取り組んでもらえるように、一連のそのプロセスを支援していくことを予定しております。

（井上委員）

先生方が自ら課題を発見して解決していく能力をつけるようなコンサルティングをしてもらうということですか。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

主体はあくまで学校です。学校の先生方が自ら取り組んでいただくところについて、コンサルタント会社から適宜アドバイスや支援、その他のことをしていただき、ＰＤＣＡサイクルを回せるように、コンサルタント会社からの支援を受けていくというところをまず目指しております。

（井上委員）

わかりました。先生方が自発的に自分たちの学校の中、職場での課題は何かを発見することは、私は重要だなと思うのですが、その前に、学校の業務の改善は何ができるのかということが先ではないかと思います。

教員の方々は、教えること、指導についてはプロフェッショナルだと思うのですが、やはり組織の運営、業務の改善等については、専門的な知識をお持ちではないと思います。個人的に、学校の事務の仕事がどのように行われているか、これは先生の仕事ではないか、ここはもう少し効率化できるのではないか等の業務の課題の洗い出しは、プロの人たちにやってもらった後に、先生方が自発的に改善に取り組むというプロセスの方がよいのではないかと思っています。

私は働き方改革については一貫して申し上げてきたつもりなのですが、一番の課題は何かというと、学校の中の業務改善のプロセスが発見できていないことではないかと思っています。業務の分析を先に行って、それをどう改善していくかというロードマップを作成して、学校が主体となって、学校の先生に自発的に解決していってもらう方法でやっていくべきではないかと個人的には思っています。

1年間取組みを行うということあれば、途中経過でもよいので成果を教えていただきたいです。年間1800万円で、15校ということは1校あたり120万円でしょうか。120万円ぐらいのコンサルティングフィーということですが、コンサルタントの方は何人で、どのぐらいの期間入られるのですか。

（教育長）

教職員企画課長。

（教職員企画課長）

コンサルタント会社の選定作業は、現在まだできていません。学校によってコンサルタントに入っていただく回数は異なってくると思っております。

何度かのアドバイスを経て取組みが円滑に行く学校もあれば、なかなか進まないといった学校も出てくるかと思います。規定回数を設けるか否かについても、検討が必要と思います。回数等はコンサルタント会社に見極めていただいて、必要に応じてアドバイスいただくことを予定しております。

（井上委員）

わかりました、ありがとうございます。コンサルティング会社の選定は、とても難しいと思っています。

民間の事業をやっていく上でも、コンサルティング会社にお願いすることはあるのですが、値段、カバー範囲も、ケースによって全然違います。トップランクのマッキンゼー、ボストンコンサルティング等に発注すると、月間1億円以上、1ヶ月に数億円かかるケースもあれば、小さなコンサルタント会社では1月20万円の場合もあり、その内容・質も異なるので、しっかりと皆さんで見極めていただきたいと思います。なぜ金額について申し上げたかというと、全体で1800万円として15校で実施すると、1校平均120万円となります。費用が安いからよいというものでもないので、そこは質と中身を見極めていくことが大事になってきます。

たとえば、15校でやってもらうと質が落ちそうだということであれば、私は、スタートは3校でもよいと思います。コンサルティング会社に入ってもらえないと業務改善ができないのであれば、3校で600万円ずつを投じて、しっかり取り組んでもらうようなことも考えるべきではないかと思います。働き方改革は非常に重要なテーマだと思いますし、コンサルティング会社という外部の方に入ってもらって知見を借りて業務改善を行うことは非常によい取組みだと思うので、1年めから顕著な成果が出るよう、見極めしていただきたいと思います。以上です。

（教育長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。竹内委員。

（竹内委員）

資料1－4に書かれている、英語教育の授業の姉妹校交流支援に関してご説明いただければと思います。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

姉妹校の交流支援は、教育委員と知事との意見交換会、昨年度の総合教育会議の場で、知事自らがこうした思いを発案されて、それを形にしたというものでございます。

資料１－４の事業内容のとおり、ステップ1、2、3と、時系列というよりは、同時並行で進めていくというイメージです。

まず姉妹校の定義も難しいのですが、文書による交流を経験している学校を姉妹校と位置づけております。実は今、府立高校約150校のうち、3分の1にあたる約50校は既にそれをやっております。交流の中身については、それぞれ学校によって差があり、実際に交流が深くて行き来をしているところもあれば、オンラインでやり取りする、あるいは何年かに1回やり取りをするという学校もあり、様々であります。残り100校については、交流という形はしていたとしても、姉妹校交流というような形ではやっていない現状がある中で、まず子どもたちの英語について、英語のうまい下手ではなくて、臆さずに海外の人たちと話ができるようにということで、企画を挙げております。姉妹校を結ぶ前段階として、全ての学校に、我々が開発しているAIを搭載した英語学習ツールである「BASE in OSAKA」を、まず一年生に全部使ってもらって、学校でも家でも自分のペースで勉強してもらえる環境作りをしたい、特に話す力を上げたいと考えています。「BASE in OSAKA」を全ての子どもたちに使ってもらえるようにすることです。

ステップ2は、姉妹校を結んでいない学校が約100校あると申し上げましたが、それらの学校が具体的にどこかの国の学校と姉妹校の提携を結んでいくには、学校同士でやり取りするのは大変難しいですし、民間の力も活用しながら、姉妹校の組合せをつけていくということです。

ステップ3は、実際に子どもたちが姉妹校訪問するときの支援です。お金もかかりますので、訪問するのは1校で20名程度ですが、1人当たり10万円ずつの補助を出していきたいというイメージで、ステップ1、2、3を用意させていただいております。

概要でございますが、以上でございます。

（竹内委員）

ありがとうございます。

中身が見えてまいりましたが、ステップ2はどうやら業者も入れて姉妹校提携の援助を行うという趣旨のように聞こえたのですが、それで間違いないでしょうか。

（高等学校課長）

最終的には、手続きの部分では、業者の力を活用しようと思っています。しかし、学校側の考え、あるいは向こうの国の学校の考えもあり、それぞれのマッチングがありますので、材料集めは我々の方でもしっかりしようと思っています。つまり、それぞれの府立高校に対しては、それぞれの思いをしっかり聞かなければなりませんし、子どもの事情によってもかなり変わってくると思いますので、学校それぞれの意見を聞いた上で、大阪には、親密に関係を持ってくださっている領事館がたくさんありますので、そのような国や団体等から色々な情報を得て、協力体制を確認しながら、それをマッチングする作業の過程で、たとえば民間の力を使いたいというイメージでございます。

（竹内委員）

わかりました。結局、MOU（基本合意書）を結ぶ段階の支援をするのが業者で、その前段階で両方の希望を聞きながらマッチングのお手伝いをするのは教育委員会という理解でしょうか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

マッチングの基本的な方向性を考えているのは、我々であります。一方で、業者にはマッチングの手伝いもしてもらおうかと思っております。

（竹内委員）

わかりました。姉妹校で、訪問できる子どもは20人ほどですね。本当に一部の補助になるので、行けなかった子どもたちにも機会を与えるという意味で、例えば今でしたら完全にオンライン会議システムを使って様々な交流ができますので、そのような支援はこの中には入っていないという理解なのでしょうか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

予算の金額上は、出てきておりません。ただ、元々の趣旨は、府立学校に通う子どもたちが臆さずに外国の人たちと喋れるようになるという気持ちの醸成ですので、色々な政策に盛り込んでいきたいと考えています。

（竹内委員）

ぜひそうしていただいたらいいと思います。海外に1回行くことだけで臆さずに話す態度が身につくかというと、そうでもなく、オンラインで事前に何回も向こうの人たちと話をして、初めて向こうへ行って成果が出てくるようなものなので、一発勝負で旅行代だけ出しますという支援をすると、成果が十分に出ない危険性もありますので、その辺りを十分に担保していただければありがたいと思います。以上です。

（教育長）

教育振興室長。

（教育振興室長）

1点だけ、ちょっと訂正をさせていただけますか。ステップ3の姉妹校交流支援の中に、委員からご指摘いただいたオンライン会議システムの使用料も全て入っております。各校からオンラインで姉妹校と繋ぐことができる環境作りは整備しております。

（竹内委員）

安心しました、ありがとうございます。

（教育長）

他はいかがでしょうか。森口委員。

（森口委員）

子どもたちが参加するイベントが、資料１－７の主要事業4に非常にたくさん出てきています。

同じ学校でも、学年によって子どもたちが万博会場に行けたり行けなかったりすると思います。

せっかくの発表の場なので、今話題になっている様々なＩＣＴを使って、学校に、また全国に発信できるようなことを、ぜひともお手伝いしてあげてもらったらと思います。

それともう一点、先ほど井上委員がおっしゃっていたコンサルタントについて、非常に画期的な取り組みで素晴らしいと思うのですが、現状、外部人材としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、それから学習支援等、様々な方が学校に入っています。

特に、スクールソーシャルワーカーに関しては、教職員だけでは非常に難しい社会福祉の現場との連携等もしっかりやっています。その辺りの対応が先生方の長時間勤務につながっているのであれば、そこをあえてコンサルタントに聞いていただく必要はないのではと思います。

先生方の業務にスポットを当て、しっかりとコンサルタントを行い、課題解決、成果を挙げるということだと思うのですが、学校の現場は一般の企業とは違い、成績を上げればよいというものでもないので、学校が、先生方が働きやすくて本当に保護者にもオープンな良い学校にしていくためには、企業とは少し違う視点があります。

また、先生方は生徒の家庭環境等を含め、個人情報を扱う場面もありますので、コンサルタントにお願いするときには、スポットを当てて、どの部分にアドバイスしてほしい、成果はこういうところに求めたい等のポイントを、教育委員会としてしっかり見せた状態でコンサルタント会社を選ぶよう、綿密にされるようにと思い少し意見を述べさせていただきました。お願いいたします。

（教育長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

意見ですが、資料１－11の授業料無償化についてです。最近、府立高校の定員割れが増加したというニュースを、ネットニュースで見ることが増えてきていますが、私立高校は施設も綺麗ですし、教育内容も独特ということがあると、大阪府知事もおっしゃっていた公私の切磋琢磨を一貫して述べるのであれば、府立高校の校長先生に考えさせるだけではなく、魅力ある学校を作るための予算等を用意することが必要ではないかと思っています。充実した教育を進めていくにはお金が要りますし、また広報にもお金が要ります。来年度の予算では難しいかもしれないのですが、次の年度に向けて色々な事例研究をしていくべきではないかと強く思うところです。

例えば、一例を申し上げますと、神奈川県に聖光学院という中高一貫校があるのですが、神奈川県では授業料の無償化は行われていませんが、聖光学院は非常に人気になっています。非常に進学実績が伸びていること、探究学習が非常に深く行われていることから、私も学校見学に行ったことがあり、非常にいい学校だなと思いました。私立中学受験のマーケットで今何が起こっているかと言うと、東京ではかつては開成や麻布などの名門私立中高一貫校が選ばれていたのですが、今は聖光学院を選ぶ保護者も増えているということです。東京都民は千葉県、神奈川県、埼玉県の私立高校に通ってもいわゆる授業料の実質無償化という助成金が出ることによる影響もあるのですが、聖光学院で話を聞いてすごいなと思ったことが、自習室は9時まで開いているということです。9時まで開いていて、夕食も出てかつ聖光学院卒業生の東大ＯＢが質問を受け付けるということで、非常に勉強できる環境を揃えています。また、運動場が広いことも魅力です。

私立高校の実質無償化のようなことになると、公立高校が今後どうしていくかということが論点として出てくると思います。大阪でも同じようなことが起こってくるのではないかと思っています。よいものを作るのはお金が全てではないと思うのですが、お金があるとよいものができると思います。ぜひ、来年度、各高校で魅力を発信するためにプログラムを充実させるなど、どうやって発信していくかということを議論していただいて、無償化だけではなくて、予算付けをしていただくようにお願いしたいと思います。

私は政治の世界はよく知らないのですが、政党からすると、実質無償化等は国民に受けはいいのかもしれませんが、学校に予算をつけるというのは、実現しにくいのでアピールしづらいという側面もあるのではないかと思うのですが、やはり予算をしっかりつけていただいて、府立高校が校長先生中心にして教職員の方々が魅力あるプログラムを作って発信できて、いわゆる公私の切磋琢磨ができる環境をつくる準備を、来年度ぜひ行っていただきたいと思います。以上です。

（教育長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。それでは、この件につきましては終了いたします。

◎報告事項２　大阪府立学校条例及び府立高等学校再編整備計画に基づく

令和６年度実施対象校である大正白稜高校及び福泉高校の特色ある

取組み等の継承について

【議題の趣旨説明（高校改革課長）】

標記について、報告する件である。

【質疑応答】

（教育長）

この件につきましてご質問ご意見いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この件については終了いたします。

7　次回の教育委員会会議の予定について

（教育長）

それでは、本日の議事は以上となります。次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

（事務局）

はい、次回会議は3月28日、金曜日、14時からの予定です。

（教育長）

はい、それでは本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上